4　前項第一号から第五号までの利子補給率については、平成二十三年三月十二日以降の特定資金の貸付け（同時期に公庫が実施した災害復旧貸付と同条件の貸付けに限る。）の日に遡って適用することができ、同項第六号から第八号までの利子補給率については、同年四月一日以降の特定資金の貸付け（同時期に公庫が実施した経営環境変化対応資金と同条件の貸付けに限る。）の日に遡って適用することができるものとする。ただし、遡って適用した場合の利子補給率が遡る前の利子補給率を下回る場合を除く。

5　第三項第九号から第十二号までの利子補給率については、平成二十三年四月一日以降の特定資金の貸付けの日に遡って適用することができるものとする。

（保証に関する事項）

第七条　第三条第三号、第四号及び第六号に掲げる者の特定資金に係る債務の保証については、当該債務者の委託を受けて行うものとする。

（特定資金の貸付け等の限度額等）

第八条　東日本大震災に関する事案に関する危機対応業務のうち、第三条第三号（第五条第五項第一号に規定するところにより、損害担保取引の対象となる中堅企業を除く。）から第七号までに掲げる者に対する特定資金の貸付け等については、法第十五条に規定する危機対応円滑化業務実施方針第四条第三号に定める限度額を適用しないものとする。

2　省令第二条第三項に規定する主務大臣が別に定める場合とは、第三条第三号から第七号までに掲げる者に対して特定資金の貸付け等を行う場合とする。

3　指定金融機関による産活法第二十四条の二第一項に規定する出資の限度額については、定めないものとする。

第三章　災害等に係る事案

（危機対応業務の対象となる者）

第九条　第一条第二号及び第三号の事案（以下「災害等に係る事案」という。）に関する危機対応業務の対象となる者は、次のとおりとする。

一　第一条第二号に規定する事案については、同号に係る災害により被害を受けた者

二　第一条第三号に規定する事案については、社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している事業者であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

（ツーステップ・ローンに関する事項）

第十条　災害等に係る事案に関する危機対応円滑化業務のうち、ツーステップ・ローンについては、前条第一号及び第二号に掲げる者を対象として指定金融機関が行う危機対応業務について、実施するものとする。

（損害担保取引に関する事項）

第十一条　災害等に係る事案に関する危機対応円滑化業務のうち、損害担保取引については、指定金融機関が次に定めるところにより行う危機対応業務のために実施するものとする。

一　第九条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかわらず、一億五千万円（組合については、四億五千万円）とし、同時期に公庫が実施する災害復旧貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

二　第九条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金（前号に掲げるものを除く。）を合計して四億八千万円（平成二十四年三月三十一日までは、七億二千万円とする。）とし、同時期に公庫が実施する経営環境変化対応資金と同条件の貸付けに限るものとする。

（利子補給金の支給に関する事項）

第十二条　災害等に係る事案に関する危機対応円滑化業務のうち、利子補給金の支給は、指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　利子補給の支給の対象は、次に掲げるものとする。

一　平成二十四年三月八日までに行われる特定資金の貸付けであって、第九条第一号に掲げる者のうち、平成二十三年七月二十四日から八月一日までの間の豪雨による災害により被害を受けた福島県南会津郡只見町及び大沼郡金山町の区域内に事業所を有する中小企業者等であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を町長その他相当な機関から受けたものを対象とする特定資金の貸付け

二　平成二十四年三月二十五日までに行われる特定資金の貸付けであって、第九条第一号に掲げる者のうち、平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた三重県熊野市及び南牟婁郡紀宝町、奈良県吉野郡天川村及び十津川村並びに和歌山県田辺市、新宮市、日高郡日高川町並びに東牟婁郡那智勝浦町及び古座川町の区域内に事業所を有する中小企業者等であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたものを対象とする特定資金の貸付け

3　利子補給金の利子補給率は、前項第一号及び第二号に掲げる貸付けごとに、公庫及び指定金融機関で合計して、一貸付先当たり一千万円（組合については、三千万円）を限度に、特定資金の貸付けの日から当初三年間〇・九パーセントとする（ただし、令第四条第二号ヌに掲げる者であって、資本金十億円以上の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者を除く。）又は資本金十億円未満の法人（同欄に掲げる者を除く。）を対象とする場合を除く。）。

4　前項の利子補給率については、第二項第一号に掲げる貸付けを対象とする場合は、平成二十三年八月一日以降の特定資金の貸付け（同時期に公庫が実施した災害復旧貸付と同条件の貸付けに限る。）の日に遡って適用することができ、同項第二号に掲げる貸付けを対象とする場合は、同年九月五日以降の特定資金の貸付け（同時期に公庫が実施した災害復旧貸付と同条件の貸付けに限る。）の日に遡って適用することができるものとする。

（特定資金の貸付け等の限度額）

第十三条　災害等に係る事案に関する危機対応業務のうち、第九条第一号及び第二号に掲げる者に対するツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等（社会資本整備に係るものその他主務大臣が定めたものに限る。）については、法第十五条に規定する危機対応円滑化業務実施方針第四条第三号に定める限度額を適用しないものとする。

第四章　雑則

（実施状況に関する報告）

第十四条　指定金融機関は、毎月の危機対応業務の実施状況について、次に掲げる事項を、遅滞なく、公庫を通じて主務大臣に報告するものとする。

一　第三条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

二　第三条第三号、第四号及び第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項

ニ　保証の総額、件数その他の事項

ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ヘ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

三　第三条第五号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項